

## 道路法

### I 案内情報

- ① 手続名 : 特殊車両通行許可申請
- ② 手続根拠 : 道路法第47条の2第1項
- ③ 手続対象者 : 政令（車両制限令）で定める最高限度を超える車両を通行させようとする者
- ④ 提出時期 : 車両を通行させようとする前に申請窓口へ提出
- ⑤ 提出方法 : 特殊車両通行許可申請書を作成し、申請書裏面に記載されている付属書類を添付して、申請窓口へ提出して下さい。
- ⑥ 手数料 : 国の場合、政令（車両制限令）第16条の規定により、一通行経路ごとに200円。その他は、地方公共団体が定める額。
- ⑦ 添付書類・部数 : 特殊車両通行許可申請書（1部）  
車両の諸元に関する説明書（2部）  
通行経路表（2部）  
経路図（2部＋車両申請数）  
自動車検査証の写し（1部）  
車両内訳書（2部＋車両申請数）  
※詳細は、下記の特車申請窓口にお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申請書様式 : 車両制限令施行規則に準ずる様式
- ⑨ 記載要領・記載例 : 申請窓口へお問い合わせ下さい。

### II 窓口情報

- ① 提出先 国、都道府県、市町村等の各道路管理者窓口

(例) 国の場合

北海道開発局	札幌開発建設部	管理課	TEL 011-611-0111
	函館開発建設部	管理課	TEL 0138-42-7111
	小樽開発建設部	管理課	TEL 0134-23-5131
	旭川開発建設部	管理課	TEL 0166-32-1111
	室蘭開発建設部	管理課	TEL 0143-22-9171
	釧路開発建設部	管理課	TEL 0154-24-7000
	帯広開発建設部	管理課	TEL 0155-24-4121
	網走開発建設部	管理課	TEL 0152-44-6171
	留萌開発建設部	管理課	TEL 0164-42-2311
	稚内開発建設部	管理課	TEL 0162-33-1000
東北地方整備局	青森河川国道事務所	道路管理第一課	TEL 017-734-4521
	岩手河川国道事務所	道路管理第一課	TEL 019-624-3289
	三陸国道事務所	管理課	TEL 0193-71-1717

	仙台河川国道事務所	道路管理第一課	TEL 022-248-4131
	秋田河川国道事務所	道路管理第一課	TEL 018-864-2291
	湯沢河川国道事務所	道路管理課	TEL 0183-73-5350
	能代河川国道事務所	道路管理課	TEL 0185-70-1001
	山形河川国道事務所	道路管理第一課	TEL 023-688-8421
	酒田河川国道事務所	道路管理課	TEL 0234-27-3498
	福島河川国道事務所	道路管理第一課	TEL 024-546-4331
	郡山国道事務所	管理課	TEL 024-946-0333
	磐城国道事務所	管理課	TEL 0246-23-2211
関東地方整備局	東京国道事務所	交通対策課	TEL 03-3512-9066
	横浜国道事務所	交通対策課	TEL 045-316-3571
	宇都宮国道事務所	管理第一課	TEL 028-638-2186
	常陸河川国道事務所	道路管理第一課	TEL 029-241-1302
	相武国道事務所	管理第一課	TEL 0426-43-2007
	大宮国道事務所	交通対策課	TEL 048-664-8409
	千葉国道事務所	交通対策課	TEL 043-285-0340
	高崎河川国道事務所	道路管理第一課	TEL 027-345-6042
	長野国道事務所	管理第一課	TEL 026-264-7007
	甲府河川国道事務所	道路管理第一課	TEL 055-252-9590
	北首都国道事務所	管理課	TEL 048-941-4610
北陸地方整備局	新潟国道事務所	管理第一課	TEL 025-246-7766
	長岡国道事務所	管理第一課	TEL 0258-36-4551
	高田河川国道事務所	道路管理第一課	TEL 025-521-4557
	富山河川国道事務所	道路管理第一課	TEL 076-443-4722
	金沢河川国道事務所	道路管理第一課	TEL 076-246-8800
中部地方整備局	静岡国道事務所	交通対策課	TEL 054-250-8908
	浜松河川国道事務所	道路管理課	TEL 053-466-0119
	名古屋国道事務所	交通対策課	TEL 052-853-7338
	三重河川国道事務所	道路管理第一課	TEL 059-229-2265
	北勢国道事務所	管理課	TEL 059-363-5518
	紀勢国道事務所	管理第一課	TEL 0598-52-5366
	多治見砂防国道事務所	道路管理課	TEL 0572-25-8027
	飯田国道事務所	管理第一課	TEL 0265-53-7205
	岐阜国道事務所	交通対策課	TEL 058-271-9828
	高山国道事務所	管理第一課	TEL 0577-36-3823
近畿地方整備局	滋賀国道事務所	管理第一課	TEL 077-523-1741
	京都国道事務所	管理第一課	TEL 075-351-3300
	大阪国道事務所	管理第一課	TEL 06-6932-1421
	兵庫国道事務所	管理第一課	TEL 078-334-1600
	福井河川国道事務所	道路管理課	TEL 0776-35-2661

	福知山河川国道事務所	道路管理課	TEL 0773-22-5104
	豊岡河川国道事務所	道路管理課	TEL 0796-22-3126
	奈良国道事務所	管理第一課	TEL 0742-33-1391
	和歌山河川国道事務所	道路管理第一課	TEL 073-402-0276
	紀南河川国道事務所	道路管理課	TEL 0739-22-4564
	姫路河川国道事務所	道路管理課	TEL 079-282-8211
中国地方整備局	鳥取河川国道事務所	道路管理第一課	TEL 0857-22-8435
	倉吉河川国道事務所	道路管理課	TEL 0858-26-6221
	松江国道事務所	管理第一課	TEL 0852-26-2131
	浜田河川国道事務所	道路管理課	TEL 0855-22-2480
	岡山国道事務所	管理第一課	TEL 086-214-2220
	福山河川国道事務所	道路管理課	TEL 084-923-2620
	三次河川国道事務所	工務課	TEL 0824-63-4121
	広島国道事務所	管理第一課	TEL 082-281-4131
	山口河川国道事務所	道路管理第一課	TEL 0835-22-1785
四国地方整備局	徳島河川国道事務所	道路管理第一課	TEL 088-654-9621
	香川河川国道事務所	道路管理第一課	TEL 087-841-9125
	松山河川国道事務所	道路管理第一課	TEL 089-972-0034
	大洲河川国道事務所	道路管理課	TEL 0893-24-6526
	土佐国道事務所	管理第一課	TEL 088-884-0359
	中村河川国道事務所	道路管理課	TEL 0880-34-7301
九州地方整備局	福岡国道事務所	管理第一課	TEL 092-681-4731
	佐賀国道事務所	管理第一課	TEL 0952-32-1151
	長崎河川国道事務所	道路管理第一課	TEL 095-839-9211
	熊本河川国道事務所	道路管理第一課	TEL 096-382-1111
	大分河川国道事務所	道路管理第一課	TEL 097-544-4167
	宮崎河川国道事務所	道路管理第一課	TEL 0985-24-8221
	鹿児島国道事務所	管理第一課	TEL 099-216-3855
	北九州国道事務所	管理第一課	TEL 093-951-4331
	佐伯河川国道事務所	道路管理課	TEL 0972-22-1880
	大隅河川国道事務所	道路管理課	TEL 0994-65-2541
	延岡河川国道事務所	道路管理課	TEL 0982-31-1155
沖縄総合事務局	北部国道事務所	管理課	TEL 0980-52-4350
	南部国道事務所	管理第一課	TEL 098-861-2107

② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。

③ 相談窓口 : 提出先へご相談下さい。

### Ⅲ 手続情報

① 審査基準 : 特殊車両通行許可限度算定要領

② 標準処理期間 : 新規申請及び申請変更 3週間以内

更新申請 2週間以内

なお、下記の場合に適用します。

- ・申請経路が道路情報便覧記載路線で完結している場合
- ・申請車両が超寸法車両及び超重量車両（特殊車両通行許可限度算定要領による許可限度寸法、重量を超える車両）でない場合
- ・申請後に申請内容（申請経路や諸元等）の変更がない場合

③ 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)